

○議長 赤嶺奈津江さん これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

開議（午前10時00分）

## 日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって5番 伊佐園恵議員、6番 大城雅史議員を指名します。

## 日程第2. 一般質問

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第2. 一般質問を行います。それでは、通告書のとおり順次発言を許します。2番 大城重太議員。

〔大城重太議員 登壇〕

○2番 大城重太君 皆様、おはようございます。2日目トップバッター、頑張りたいと思います。よろしくをお願いします。それでは早速ではございますが、すぐ質問に取りかかっていきたいと思います。一問一答にてご答弁お願いいたします。

まず大問1、かすりロードの補修と活用について。

(1) かすりロードの補修が必要と思われるポイントが数か所あるが、点検等の道路管理は行われているか。また補修は可能か。(2) 南星中の裏門からゲームイモにかけてのかすりロードにはいつも土が堆積しているが、対策はできないか。(3) ゲームイモもかすりロードの散策ルートになっているが、手すりが腐食してぐらついている。散策する際に危険だが補修できないか。

(4) かすりロードを観光資源としてより一層活用するため桜の木を植樹したり、イルミネーションやライトアップをしたりするなど、文化と感動の融合で広域的な観光名所を生み出せないかと思うがどうか。以上、答弁をよろしくをお願いします。

○議長 赤嶺奈津江さん 副町長。

○副町長 新垣吉紀君 おはようございます。お答えいたします。質問事項1 (1) についてです。本町の管理する道路については、巡回パトロールにより補修等が必要な場合、交通量の多い箇所から随時対応しております。ご指摘の箇所についても、現場を確認し、対応をしております。

(2) についてです。当該箇所については、議員ご指摘のとおり土砂等が堆積しておりましたので、撤去を行っております。土砂の道路等への流出については、土地の所有者へ適切な管理を行うよう求めてまいります。

続いて(4)です。これまで町観光協会においてかすりロードを活用したツアー等様々な事業を展開していることから、今後協議をしております。

○議長 赤嶺奈津江さん 教育長。

○教育長 金城郡浩君 (3)のほうの回答です。当該箇所は字照屋の所有地であることから、照屋区が主体的に補修を進めていくものだと考えております。

○議長 赤嶺奈津江さん 2番 大城重太議員。

○2番 大城重太君 ご答弁ありがとうございます。まず(1)についてですけれども、巡回パトロールにより必要な場合は交通量の多い箇所から対応しているというところではございますが、県道128号線、南星中の前を通る県道ですけれども、そこは照屋交差点から南星中向けに行くと右側のほうに路地に入ると、そこにかすりロードが通っています。そこが一番破損が大きい箇所だと思っています。ここも結構長い距離にわたって、広い範囲で結構激しい部分が損傷しています。そこは自分からすると、周りにアパートが何棟かあって、そのアパート住民が多く利用する道路でもありますし、早急に対応しないとイケないような道路かなとは思っているんですけれども、結構長い間そのままになっている状態だというふうに、自分の感覚ではですね、結構長い間そのままだというふうに思っていますが、この期間ですね、長い間そのままになっていた理由とかというのがあれば教えていただきたいと思っております。

○議長 赤嶺奈津江さん 都市整備課長。

○都市整備課長 与那嶺 豊君 お答えいたします。先ほどご指摘のあった場所については、自分のほうも確認はしております。長いこと直されてなかったという理由については分からないんですけれども、現場確認したら結構がたつきも多いので、優先順位をつけて、こちらのほうから早急に対応していきたいと思っております。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 2番 大城重太議員。

○2番 大城重太君 ありがとうございます。そうですね、是非確認して対応してもらいたいんですけれども。ただそこだけじゃなくてかすりロード、本部地内でも何か所か車の出入りが特に多いところですね、破損しているところだったり、また照屋のところですね、このブロックがぐらついていたとか、そういった補修が必要じゃないかと思われる箇所が幾つかあり

ます。なので1か所だけじゃなくて数か所あるので、喜屋武、本部、照屋、3つの字にまたがっている2キロの道路なんで、管理も難しいとは思いますが、数年に一度ぐらいは総点検してもらいたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長 赤嶺奈津江さん 都市整備課長。

○都市整備課長 与那嶺 豊君 ご指摘のとおり、かすりの道についても一斉に点検をして現場のほうを確認していきたいと思います。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 2番 大城重太議員。

○2番 大城重太君 是非かすりロードが通っているところは、これは全て生活道路になっているので、是非対応していただけると住民も喜ぶと思いますので、よろしくお願ひいたします。

あとちょっと今後考えられる不安として下水道整備なんですけれども、喜屋武、本部、照屋の下水道整備が進んでいくと思います。そこで面整備も進んでいくとかすりロードを工事することもあるかと思ひます。その際に普通の道路と同じように工事ができるのか。それとも普通の道路よりは費用の負担が大きくなったりとか、期間が長くなったりとか、もしくはもう一旦壊してしまうと元通りに戻せなくなるのかとか、今後のかすりロードの活用にも大きく関わってくるところだと思ひるので、今後想定できることがあれば教えていただきたいと思ひます。

○議長 赤嶺奈津江さん 都市整備課長。

○都市整備課長 与那嶺 豊君 お答えいたします。ライフラインの整備については、工事に入る際には原状復旧が原則となっていますので、そのようにされるものと認識しております。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 2番 大城重太議員。

○2番 大城重太君 自分の認識が正しいかどうか分からないんですけども、この下水道が整備されて住宅からここまでつなぐときに距離があると思ひますけれども、その区間は家主の負担で工事を1メートル大体幾らみたいな感じでつなげていく工事になるのか。そのときにそこがかすりロードだった場合、普通の道路よりも住民が負担する金額が大きく、かすりロードであるがために負担が大きくなってしまふのか。そこら辺も分かたりしますか。

○議長 赤嶺奈津江さん 都市整備課長。

○都市整備課長 与那嶺 豊君 お答えいたします。下水道につきまして、公衆道路につきましては町の施工でございます。あくまで民地側から排水設備の接続の費用が自己負担ということで、そういうことになっております。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 2番 大城重太議員。

○2番 大城重太君 ありがとうございます。これで少し安心しました。ありがとうございます。

それでは(2)に移りたいと思ひます。南星中の裏門からゲームイモーターにかけてのところなんですけれども、先日ですね、自分も歩く機会があったので、そのゲームイモーターから南星中の裏門にかけて歩いたときに、きれいになったのを確認しました。ご対応ありがとうございます。ただですね、やっぱり毎回毎回、数か月、数年たつとまた土が堆積して、掃除だけでは根本的な解決にはならないと思ひていたんで、是非ですね、これが両サイド畑があったりゲームイモーターがあったり、土が流れてくるような状況は幾らでもあって、土がたまる要因は複数考えられると思ひますけれども、そこも調査して、是非答弁でもあったように土地の所有者とか、またゲームイモーターを管理している照屋にもその要因があればアドバイスいただけたらお願いしたいと思ひますので、引き続きよろしくお願ひします。

(3)です。ゲームイモーターもかすりロードの散策ルートになっています。中にはかすりロードを自分で調べて歩いて行くという人もいます。この散策ルートを見てゲームイモーターを上ったときに、手すりかすりについていてバランスを崩してけがをしたりとかという不安もあります。なので照屋の所有地ではあるんですけども、何か観光とか、そういった補助金とかを使ってできないものなのか。そういった観光の補助、もしくは緑化とかですね、緑、あそこは森になっているので緑化の整備とかの補助を使って、何かそういったメニューとかはありませんでしょうか。

○議長 赤嶺奈津江さん 生涯学習文化課長。

○生涯学習文化課長 野原 学君 お答えします。今、文化庁関連で調べてはいるんですが、ちょっと難しい状況でございます。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 2番 大城重太議員。

○2番 大城重太君 ありがとうございます。そうですね、照屋の所有地であるというところでもですね、私も照屋評議員会とかにかけ合つて、いつ補修できるかとか約束はできないんですけども、早めに危険とか、看板とかの設置は早めに行けると思ひるので、そういったところに対応しながら、照屋でも改善に努めていきたいと思ひます。引き続きですね、役場側からでもこういった補助メニューがあるよというのがあれば教えていただきたいと思ひますので、ご協力よろしくお願ひします。

続いて(4)に行きたいと思ひます。(4)ではかすりロードの観光資源として、もっと観光を盛り上げた

いなという意味でこの質問をしているんですけども、私は観光は感動だと思っています。こういった感動というのは、つくり出せるものだろうと思っていて、例えば伊江島のゆり祭りとか、東村のつつじ祭り、桜まつりとかはいろんな自治体で開催されています。ああいったふうに行った先で感動を与えられるようなスポットというのは、発想次第というか、自分たちの努力でもできるものじゃないかと思っていますので。例えばデームイモの森を、この全体を桜の木にするとか、この時期になったらあの山がピンク色一色に染まる。その中を通して、かすりのルートを散策するとかということも可能ではないかというふうに自分は思っています。そういったふうにかすりロードを桜並木にするとか。またかすりロード沿いには喜屋武のナカヌカー公園とか、本部のイジュンガー公園とかもありますので、そういったところでも何か企画をするとか、また夜には違う顔をのぞかせるような感じで、夜間にはかすりロードをフットライトで照らして、そこを歩くという体験と感動をですね、また文化というのをマッチングさせた大がかりな事業をやってみるのもありかなと思うんですけども、そういった提案に対してはどういったお考えでしょうか。

○議長 赤嶺奈津江さん 産業振興課長。

○産業振興課長 松本仁志君 お答えいたします。今、重太議員からご質問で提案いただいている部分、まずこういったことを進めていく上で必要なのがやはり財源となります。そういった中、町観光協会のほうに委託している島々ガイド事業というのがあります。こちらのほうの目的が、町の関係団体と協力し様々な観光メニューを開発することにより観光誘客を図るとともに町の産業活性化につなげていくとなっております。そういったことから、今後この事業の中で検討することができないか、観光協会のほうと協議してまいろうと考えています。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 2番 大城重太議員。

○2番 大城重太君 10年ほど前だと思うんですけども、かすりの道応援隊というのが当時ありまして、その活動が活発でとてもいい活動をしているということで認められて、これは詳細はちょっと自分もまだよく分かってはいないんですけども、苗木を1,500本いただいて植樹したというようなこともあったと思います。なのでそういった活動とか、そういった何かあれば、実際こういった1,500本の苗木を植えたという実績とかもありますので、またいろんな補助もあると思いますので、そこら辺観光協会とも一緒に連携をして、もっと絆の道を、かすりロードを活性化していても

らえたらなと思います。最後に、やっぱり観光協会さんともっとうまく役場のほうも連携、手を取りながら南風原町の観光を盛り上げていってほしいなと思うんですけども。私から見ててですけども、もう少しアイデア出しとかもっとやって、今年度ですか、観光協会も10周年迎えたんですけども、これが10年じゃなくて、先20年、30年と続けるように、その先のビジョンを見据えた何か取組もしていただきたいと思いますので、それを要望してこの質問は終わりたいと思います。よろしくお祈いします。

次の質問に行きたいと思います。大問2、水路の上部利活用について。(1)町内を通る水路で上部に蓋をして転落防止や公園、道路等にして土地の有効活用をする暗渠方式で整備されている水路はあるか。また今後、整備が予定されている水路はあるか。(2)住宅街に水路が多く通る照屋区においても暗渠方式は有用である。特に照屋コミュニティセンター前の広場の横を通る水路を活用できれば広場の面積も広がり、利用価値も高くなると思うがどうか。答弁お願いいたします。

○議長 赤嶺奈津江さん 副町長。

○副町長 新垣吉紀君 質問事項2の(1)についてお答えいたします。町道11号線の一部の区間において、水路へ蓋掛けを行い、歩道として利用しております。現在、他の場所での整備予定はございません。

(2)についてです。当該箇所の水路は、蓋掛けができない構造となっており、水路を活用した整備は難しいと考えております。

○議長 赤嶺奈津江さん 2番 大城重太議員。

○2番 大城重太君 それでは(1)について再質問していきたく思います。まず南風原町ですね、総面積10.76平方キロメートルで県内で4番目に小さい町。一方ですね、人口は増加しているので人口密度は県内で5番目に多い町となっております。そういったところから見ると、土地が少ないなというふうに思います。なので海の埋め立てとか、そういったことができない南風原町ですので、河川や排水路の暗渠化で土地を有効に使うというのは、南風原町にとってとっても大きなメリットがあるんじゃないかと思いますが、どう思いますでしょうか。

○議長 赤嶺奈津江さん 都市整備課長。

○都市整備課長 与那嶺 豊君 確かに水路を利用したの土地利用も一つの手段ではないかと感じております。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 2番 大城重太議員。

○2番 大城重太君 是非ですね那覇市でいったらガープ川とか、全国的にもいろんな事例があると思

ますので、そこも参考にしてですね、南風原町はやっぱり交通の利便性もいいので、交通渋滞とかも問題には上がってくるかと思うんですけども、そういった水路の活用ができるのであれば道路を一本通して交通渋滞の緩和化を図るとか、そういったまた発想も生まれるんじゃないかと思っていますので、是非まちづくりの一つの手段としてこういうこともできないかというふうに、頭にちょっと入れてもらって、また計画してもらいたいなと思っています。

それを踏まえて（２）に行きたいと思うんですけども、照屋ですね、照屋区のこのコミュニティセンターの前に広場があるんですけども、その広場の横にも水路が通っています。そこを暗渠化して公園の面積、公園を広げるとかできればいいなと思っていたんですけども、今回、隣にアパートとかも建っているので、それも要因の一つだと思うんですけども、工事は難しいというふうに回答いただいております。ただちょっと難しいで終わらせるんじゃなくて、もう少しできる方法がないという考えをもっと探してほしいというのが要望ではあるんですけども。この照屋の前の公園にちょうど真ん中を町道が横断していて、公園を２つに分断するような形で間に町道が通っているものだから、遊んでいる子どもたちもそれを、気を使いながら飛び出して車にぶつからないようにとか、気をつけながら広場で遊んでいるような状況で、広場の真ん中を道路が通るとするのはどうなんだろうと思いつつながら、いつも不安視しながら子どもたちが遊んでいる様子を見ているんですけども。これは隣の水路を道路にできれば、町道を付け替えるとかして広場も安全に利用できるんじゃないかというふうに思っただけなんです。なので、是非そういったことも考えてもらいたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長 赤嶺奈津江さん 都市整備課長。

○都市整備課長 与那嶺 豊君 お答えいたします。まず水路につきましては、現場確認したところ石積み構造なので、その辺直接蓋掛けは難しいのかなと感じております。また両側に建物と擁壁等がございますので、大掛かりな工事になるかと思われまして、今の段階ではちょっと難しいですね。それと照屋公民館のそばの広場についてはですね、道路の付け替えになると思いますが、その辺はもしやるのであれば地元のほうの意見も聞きながら進めていく可能性はございますが、今のところはちょっと考えておりませんが、あくまで地元からの要請があった場合、ちょっと検討していくという形ですね。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん ２番 大城重太議員。

○２番 大城重太君 ありがとうございます。是非照屋も区画整理事業が進んでいけば、またその区域だけじゃなくてその周辺にも大きな影響があるかと思しますので、そういった整備も是非手を抜くことなく協力いただければなと思いますので、お願いを込めて今回一般質問を終わりたいと思います。以上です。ありがとうございました。

○議長 赤嶺奈津江さん 休憩します。

休憩（午前10時23分）

再開（午前10時24分）

○議長 赤嶺奈津江さん 再開します。

通告書のとおり順次発言を許します。６番 大城雅史議員。

〔大城雅史議員 登壇〕

○６番 大城雅史君 改めましておはようございます。後ろのおやじがうるさいですが、気にせず頑張りたいと思います。まず今回の一般質問の前に一言申し上げたいと思います。今定例会にて防災の件において、各議員より一般質問がございました。せんだって高良課長、仲村課長に出席いただきまして、津嘉山自治会においても令和５年度南風原町自治会避難訓練が開催されました。地域のスポーツ少年団や学童、子どもたちから民生委員、老人会まで参加していただきまして各訓練を行いました。その中、津嘉山小学校の壁面が崩壊したということで、ちょっと遠回りをしまして、津嘉山公民館が一時避難所です。それを遠回りして、津嘉山小学校裏のほうの避難道路から通ったんですけども、避難道路から見える草木が伸びておりまして、実際に避難があった場合、その避難道路は草木なども倒木した場合、安心安全に通れるかという疑念がありました。教育長、その辺りまた調整お願いします。それとですね、今回の訓練を通しましては各防災の意識も高まっておりますので、当日ご対応いただきました仲村課長をはじめ職員の皆様には感謝申し上げます。また津嘉山公園においては、休日になると子どもたちのにぎわいの声があります。公園があることにより、楽しそうに遊んでいる姿に、周りの大人たちからですね、活気がありうれしいという声が聞こえてきます。またパークゴルフ場ができれば、子どもたちからお年寄りまで町民が楽しめて憩える場所になるのではないかと考えております。今回は津嘉山公園の件で、各町民の皆様から意見がありましたので、それを含めまして一般質問をさせていただきます。それでは一問一答にてよろしく願いいたします。

大問1、津嘉山公園の利用者の安心安全について伺います。(1)現在の公園管理について伺います。(2)公園のごみ問題について伺います。(3)トイレの利用時間について伺います。(4)遊歩道にブルーシートのかけられた場所があり、焼けたような跡があります。そのようなことから現在の防犯体制について伺います。以上、よろしくお願ひいたします。

○議長 赤嶺奈津江さん 副町長。

○副町長 新垣吉紀君 質問事項1(1)についてお答えいたします。すぐやる班による草刈り、芝刈り、照明灯などの管理点検を行っています。

(2)についてです。公園内にはごみ箱は設置しておりません。ごみの不法投棄については、すぐやる班の点検の際に回収をしております。

(3)です。開錠朝6時、施錠夜7時となっております。

(4)です。巡回警備によるパトロールに加え、管理棟に1台の監視カメラを設置し、区域内の火災、破損、破壊、不良行為等の抑止に努めています。

○議長 赤嶺奈津江さん 6番 大城雅史議員。

○6番 大城雅史君 ご答弁ありがとうございます。まず(1)から順に質問を行っていきたいと思います。現在、早朝の公園利用者から問合せがありまして、もっと安心安全を考えた利用ができないかという声があります。朝の早朝時間にですね、例えばちょっと前後しますがトイレの中に人がいたり、あとはこの公園周辺でたむろしていたり、そういった声が聞こえるんですけども、そういった場合の対策というか、何かあればご答弁お願いします。

○議長 赤嶺奈津江さん 都市整備課長。

○都市整備課長 与那嶺 豊君 まずごみについてでございますけれども、ごみ箱を設置していない理由につきましては、ごみの持ち込みのおそれがあるということと危険物等の、燃やされたりですね、そういったことの対策としてごみ箱は設置しておりません。それからブルーシートとかの火災については、焼けたような跡がありますけれども、これについては巡回警備で区域内の火災、破壊、不良行為の防止に努めております。委託業務で今巡回しております。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 6番 大城雅史議員。

○6番 大城雅史君 今、巡回警備というお話がありました。この火災があった場所というのは、この防犯カメラには映っていたんでしょうか。ご答弁お願いします。

○議長 赤嶺奈津江さん 都市整備課長。

○都市整備課長 与那嶺 豊君 お答えいたします。

今、カメラ1台設置しておりますが、カメラについては管理棟のすぐ前のほうの管理のカメラでして、その箇所までは映っておりません。ただこれからパークゴルフ場をこれから整備していきますけれども、全体的に見渡せるようなカメラの検討もしてまいります。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 6番 大城雅史議員。

○6番 大城雅史君 是非検討いただきたいと思いません。というのも焼けた跡が2か所あります。区民の皆さんからは、これじゃあ安心安全で利用できないんじゃないかという声も多くありまして、そういった観点からの質問でございます。先ほどのごみの件に関しましては、確かにごみ箱を設置できないという要件は分かるんですけども、じゃあどういうふうにしたらこれが防げるかというので、いろいろ資料を調べていますと、スマートごみ箱というのがあります。ごみを分別しながら、これは通常のごみの量の5分の1に圧縮してそれを保管する。通常のごみ箱ではあるんですけども、ごみがたまってくるとそれを圧縮してためていくということでありまして。そうすると一部のアンケートではポイ捨てが減った中で、ごみの量が削減されたというのがありますので、その辺の検討もいただけないでしょうか。ご答弁お願いします。

○議長 赤嶺奈津江さん 都市整備課長。

○都市整備課長 与那嶺 豊君 お答えいたします。そうですね、そういったのでごみの削減につながるのであれば、今後研究してまいりたいと思います。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 6番 大城雅史議員。

○6番 大城雅史君 それに加えましてちょっと検証してもらいたいの、この今すぐやる班が回っている頻度とごみ箱を置くことによって、そういった人件費の削減にもなると思うんですけども、そのあたりを検証することは可能でしょうか。答弁お願いします。

○議長 赤嶺奈津江さん 都市整備課長。

○都市整備課長 与那嶺 豊君 お答えいたします。すぐやる班は主に芝刈りとか照明灯の点検の管理とかを行っています。ごみ回収を主にやっているわけではないものですから、そのごみの発見があった場合には回収しているということで対策は取っておりますが、あくまで主ではやられてないということですね。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 6番 大城雅史議員。

○6番 大城雅史君 というのも、朝ラジオ体操をする方々がおありまして、ラジオ体操をする場合に始まるのがごみ拾いという意見がありました。なので毎回毎

回ごみ拾いをしているわけではないと思うんですが、そういったごみ拾いしてからのラジオ体操ということで苦言を申しておりましたので、代表して申し上げます。今後ともよろしく願いいたします。

では次の質問に入らせていただきます。大問2です。町内中学校の部活指導員について伺います。(1)教職員の働き方改革に伴い、本町内の中学校の部活動指導員の役割について伺います。(2)部活動指導員の全体の普及率について伺います。(3)生徒が専門的な指導を受けられる点もメリットと思うが、指導者より練習時間が少なく練習時間を確保できないという声があります。現状の学校側の練習時間の体制を伺います。(4)部活動指導員の報酬については、令和6年度より会計年度任用職員の扱いになるとのことで伺っております。兼業にて指導をする方もいると思いますが、これまでのように制限なく部活動指導員として携われるのか伺います。以上、お願いいたします。

○議長 赤嶺奈津江さん 教育長。

○教育長 金城郡浩君 質問事項2の(1)についてお答えします。部活動指導員は、担当教諭等と共に部活動の顧問として技術的な指導を行うとともに、担当教諭などと日常的に指導内容や生徒の様子、事故発生時の対応やその後の指示など大変重要な役割を担っております。

(2)についてです。令和6年3月時点において、部活動指導員の普及率につきましては南風原中学校25部活動中14部活動の56%となっております。南星中学校においては18部活動の活動中13部活動72%、両中学校合わせて43部活動で27部活動の63%の普及率となっております。

(3)についてです。国や沖縄県のガイドラインに則り、南風原町における部活動の在り方に関する方針を現在定めております。平日は18時までの時間帯と長くとも2時間以内、学校の休業日では3時間以内となっております。また生徒の健全育成のため、平日は毎週水曜日、土日のいずれかは休養日を設けることとなっております。

(4)についてです。これまでも月上限44時間以内の指導時間としての制限がありました。令和6年度から部活動指導員として活動する時間は、月40時間以内へと新年度変更となっております。

○議長 赤嶺奈津江さん 6番 大城雅史議員。

○6番 大城雅史君 ご答弁ありがとうございます。まずこの質問の趣旨には、教職員の働き方改革というのがあります。令和3年度の沖縄県教職員の勤務実態について、月80時間を超えて在籍している教職員割合

が小中学校で2.9%という数字が出ております。勤務時間に行っている仕事について、1位、残業の部分ですね、学習指導に係る事務。2位、部活動指導。3位、校務分掌に係る事務とのことでした。そういった件から今回の質問をしております。今、部活動指導員の成り手不足も多くなると聞かれていますけれども、部活動指導員になるための条件というか、あれば教えていただきたいと思います。ご答弁をお願いします。

○議長 赤嶺奈津江さん 学校教育課長。

○学校教育課長 宮良泰子さん お答えいたします。部活動指導員に任用するための明確な資格等はありませんが、やはり部活動指導員に任用される方は学校教育に理解があり生徒に適切な指導ができる方、教育現場にふさわしい人格と意識を持っている者、競技等における専門的指導ができる者等を基準に学校長から推薦していただいております。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 6番 大城雅史議員。

○6番 大城雅史君 分かりました。ありがとうございます。今、実際に指導を行っている方々からいろいろ相談があります。今後変わることによって、部活動が指導できなくなるんじゃないか、また時間が減ることによってこれまでの時間どおり教えられるのか。あとちょっと前後しますけれども、実際18時までということですが、兼業で働いている方なんかは、例えば17時頃仕事終わって向かっても5時半。5時半から30分ぐらいしか教える時間がない。もしくは水曜などに当たると全然教えられないというのがあるんですけれども、そのあたりの対策とかもあれば、もし分かればご答弁お願いいたします。

○議長 赤嶺奈津江さん 学校教育課長。

○学校教育課長 宮良泰子さん お答えいたします。指導時間につきましては、今年度までは上限44時間というふうに定めておりましたが、次年度会計年度任用職員に移行することによって40時間に上限といただいております。理由としましては、やはり会計年度任用職員に移行しますので、労基法上の月の時間外勤務の時間等がございますので、それを参考に40時間というふうに定めております。労基法上は80時間が上限になっていますので、やはり本町で部活動指導員として任用する方は、やはりほかでもお仕事されているということ想定されますので、そこを超えない範囲内で運用したいという考えからでございます。兼業につきましては、今勤められている職場のほうで兼業を認めるといことであれば、兼業は可能ですので、まずはそちらに今問合わせていただくというような形で、今声かけをさせていただきます。あと16時までが私たちのガイド

ラインで定める部活動の、18時までが時間なんです、さらに平日の2時間以内という制限がございますので、例えば3時に部活動の練習を始めた場合には後ろが15時になってしまうので、現状部活動指導員の方がいらっしまったときに、やはり後ろが15時から17時になった場合には、やはり練習が終わってるという現状もあるということでした。なのでこの件につきましては、やはり学校の状況に応じて運用していくものですので、対策としてはやはり私たちも学校のほうに、こういうご意見がありましたということを伝えて、学校と部活動指導員の方がどのように子どもたちのために指導していくかというのを話し合いを持っていくことが重要だというふうに考えています。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 6番 大城雅史議員。

○6番 大城雅史君 やはりこの上限があるということでしたが、例えば兼業している方で週の上限時間というのは、また決められてくるんでしょうかこれは。ご答弁お願いいたします。

○議長 赤嶺奈津江さん 学校教育課長。

○学校教育課長 宮良泰子さん 上限としましては、月40時間なんです、やはり平日は2時間以内、休日は30時間以内というふうに定めております。大会やその引率の場合で時間を超過する場合は、月の40時間の範囲内で調整するという形で規則にはうたっております。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 6番 大城雅史議員。

○6番 大城雅史君 ありがとうございます。例えばこの44時間から40時間に削減される、そういったことによって考えられることが成り手不足が進行するんじゃないかと思われるんですけども、そのあたりの対策を町としてどういった形で行っていくか、ご答弁お願いいたします。

○議長 赤嶺奈津江さん 学校教育課長。

○学校教育課長 宮良泰子さん 今回44時間が40時間に減るということですので、やはり対応の時間が減ることなんです、この辺につきましては運用しながら、6年度からのスタートですので、調査研究してまいりたいと考えています。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 6番 大城雅史議員。

○6番 大城雅史君 ありがとうございます。やはり専門職で教わる子どもたちにとっては、それは体育系、文科系あると思いますけれども、いろいろ何と言うんでしょうか、自分に身になることがどんどん増えていくと思います。その中で可能性も広がっていきますし、それを基に高校、大学で選択肢も広がる中で文科系、スポーツ系のですね、南風原町からたくさんの方が出ることによって町も活性化していくと思っておりますので、その件に関し、またよろしく願いいたします。

次の方が出ることによって町も活性化していくと思っておりますので、その件に関し、またよろしく願いいたします。

○議長 赤嶺奈津江さん 6番 大城雅史議員。 次の方が出ることによって町も活性化していくと思っておりますので、その件に関し、またよろしく願いいたします。

○議長 赤嶺奈津江さん 6番 大城雅史議員。

○教育長 金城郡浩君 質問事項3のほうについてお答えいたします。本町といたしましては、スクールバスなどの運用を活用するのではなく、児童生徒の体力の向上、健康の保持、増進の観点から徒歩登校を推奨することで交通緩和をすることが可能だと考えております。

○議長 赤嶺奈津江さん 6番 大城雅史議員。

○6番 大城雅史君 ありがとうございます。今ございました体力の向上、健康の保持、促進とありますけれども、徒歩登校以外に体育の授業とかでそういった部分はカバーできないんでしょうか。ご答弁お願いいたします。

○議長 赤嶺奈津江さん 学校教育課長。

○学校教育課長 宮良泰子さん お答えいたします。やはり体育の授業だけでは時間数に限りがありますので、一概にそれだけでできるというふうには回答はできないというふうに考えてございます。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 6番 大城雅史議員。

○6番 大城雅史君 スポーツ少年に加入する、あとはこういった部分で健康促進、家族ぐるみでの体力づくりになると思いますけれども、そのあたりを踏まえて何というんでしょうか。実際、やはり津嘉山小学校の周辺の渋滞というのは慢性的になっておりますので、徒歩登校が増えたからこれが解消されるというわけでも思わなくて、今回の質問に至っています。それとスクールバスの運行について、ご提案というかあるんですけども。まずは近年の学校の通学路については事件事故、交通事故が増えております。実際に去年の7月にも津嘉山小学校を降りた道路で一般車両とタクシーの追突事故がありました。そういった部分を含めて、近くに子どもがいなかったのが幸いで、こういった事故もあります。そういった事故を防ぐ観点でも、スクールバスの導入をいただけないかと思うんですけども。安全安心の部分に関して、そのあたりの答弁

をお願いできますでしょうか。お願いいたします。

○議長 赤嶺奈津江さん 学校教育課長。

○学校教育課長 宮良泰子さん お答えいたします。

おっしゃるとおり学校のほうもルール決めをして朝の登校の周知だったり、あとはPTA、老人会の方の協力を得て登下校の見守りとか、いろんなことを取り組んでまいりました。それでもやはり今改善できていない状況ですので、スクールバスにかかわらず津嘉山地区の渋滞については、また今後調査研究しながら、地域の方のご意見をお伺いしながら検討してまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 6番 大城雅史議員。

○6番 大城雅史君 今回の質問では、毎回行っていますが地域の安心安全というのが一番の課題だと思っております。やはり子どもたちが歩いて登校することは分かっています。ただ本当に遠いところから小学校1年生が重たいかばんを持ってですね、たまに持つんですけれども、本当にこれは五、六キロあるんじゃないかぐらいの、ちっちゃい子どもが持ちながら登校していることがありますので、そのあたりも含めまして、是非スクールバスの導入を検討いただけないかと思っておりますので、最後に町の見解としてはいかがでしょうか。お願いします。

○議長 赤嶺奈津江さん 教育部長。

○教育部長 与那嶺秀勝君 お答えいたします。課長からもありましたように、地域の方々ともこういった渋滞については協議もしながら、子どもたちが安全安心に通えるような体制を調査研究していきたいと思っております。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 6番 大城雅史議員。

○6番 大城雅史君 調査研究も大事だと思っておりますので、是非よろしくお願ひいたします。

最後になりますが、今回の一般質問においては地域の安心安全、公園利用、学校の通学路の安全の確保、それは必要なことと思っておりますので、是非皆さんのお力を借りながら、もちろん私たち地域のボランティアとしても対応していきたいと思っておりますので、是非タイアップしながらこういった事業を進めていければと思いますので、引き続きスクールバスよろしくお願ひいたします。以上で一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長 赤嶺奈津江さん 休憩します。

休憩（午前10時49分）

再開（午前10時58分）

○議長 赤嶺奈津江さん 再開します。

通告書のとおり順次発言を許します。3番 當眞嗣

春議員。

〔當眞嗣春議員 登壇〕

○3番 當眞嗣春君 改めておはようございます。最初に大城議員と重太議員、私のために時間を取ってくださって感謝申し上げます。私は今回で7回目の一般質問となります。7回目となるともう新人議員とは言えないような立ち位置になっています。しっかりと一般質問をしていきたいと思ひます。よろしくお願ひします。質問の前に、若干所感を述べたいと思ひます。私はさきの議会でも述べたとおり、政治と生活は一体のものだというふうに常に考えています。そういう立場から国政における危険な動きや議論について、若干述べたいと思ひます。その一つは、防衛省が安保三文書に基づく大軍拡を推進するために設置した防衛力の抜本的強化に関する有識者会議の動きです。今年の2月19日に初会合が開かれました。同会議の榊原座長、元経団連会長です。会長は、物価高騰や円高を踏まえて5年間で43兆円の軍事費のさらなる増額を言及しています。軍拡増税や教育・福祉保障などのさらなる切り捨てが避けられない状況になる可能性があります。また有識者会議にはもう一つの重要なテーマがあります。防衛力の抜本的強化と経済成長の好循環、これをいかに生み出すのかという点です。防衛省は軍事が経済成長をもたらすというところまで踏み込もうとしています。同会議のメンバーには、三菱重工の現会長も加わっています。三菱重工はご承知のように、敵基地攻撃能力のための長距離ミサイルを受注しています。これによって三菱重工は軍事部門で2003年度と比べて2倍の1兆円の売上げになると見込まれています。自ら受注する企業が入って軍事費を増やす、そういう議論を行うなどあり得ない話ではないでしょうか。経済発展のために武器の輸出を行うなど、まさに9条を捨てて死の商人国家づくりの議論が進んでいるということです。2つ目は、今国会で議論されている経済秘密保護法の制定です。同法案は、思想、良心の自由、プライバシー権を踏みにじる憲法違反の法案です。まさに物言えぬ社会、戦争する国づくりが進められています。私は以上の情勢を踏まえて質問します。質問は一括質問、答弁は一問一答でお願いをします。

まず最初に辺野古新基地建設について。(1) さきの12月議会で、町長は新基地建設の賛否について、「国の安全保障上の問題もあるため、私が意見を述べる立場にない」と答弁をしましたが、町長の選挙公約に反することにはならないのか。見解を問ひます。(2) 「意

見を述べる立場にない」ということは、新基地建設「賛成」と解していいか。(3) 新基地建設「反対」が「賛成」に変わった真意を問う。

大きな2、教育行政について。(1) 学校教育法施行令第8条に基づく「通学指定変更」の申請件数を問う。

(2) 同規則33条に基づく本町「指定校変更許可基準」の制定年月日を問う。(3) 本町指定変更許可基準に身体的理由、身体的障がい等の区分がないのはなぜか問う。(4) 本町「指定校変更許可基準」に身体的理由など、許可条件も加えるよう要望するが見解を問う。

大きな3、「学校施設環境改善交付金」、「緊急防災・減災事業債」について。(1) 学校施設環境改善交付金と緊急防災・減災事業債の目的と内容について問う。

(2) 上記の財源処置を活用した本町小中学校の体育館整備事業等の計画はないか問う。(3) 気候変動による地球の温暖化や頻発する豪雨災害、能登半島での地震など体育館は災害時の避難場所として活用されることから空調設備が急がれています。早い段階での空調設置の検討が求められるがどうか。以上、よろしくお願ひします。

○議長 赤嶺奈津江さん 町長。

○町長 赤嶺正之君 それでは當眞嗣春議員のご質問にお答えをいたします。質問事項の1番でございますけれども(1)でございます。私は公約どおり平和な町づくりを推進をしております。

(2)でございますけれども、賛成ということではなくて、辺野古への新基地建設については国の安全保障上の問題があるために、私が意見を述べる立場ではないと、そのように考えているということで答弁をいたしました。

(3)でございますけれども、新基地建設につきましては、先ほど、これまで答弁をしてきたとおりでございます。私が意見を述べる立場にはないと、そのようなことでございます。賛成に変わったというようなことではございませんで、やはり第二次世界大戦の唯一地上戦が行われた沖縄でございますので、多くのこの犠牲を被った沖縄県の一県民といたしましては、基本的には反対でございます。しかしながら最高裁判所の判決や国と県の対立を考えますと、法律や条例等を基本に行政を運営する私の立場としましては、如何ともしがたいと申しますか、容認やむなしという思いがないわけではございません。そういうことでございます。以上でございます。

○議長 赤嶺奈津江さん 教育長。

○教育長 金城郡浩君 質問事項2のほうについてお答えします。(1)についてです。指定校変更の申請件

数は、令和6年2月末現在時点で令和5年度が76件となっており、健常者、身体障がい者などについての区分分けは設けておりません。

(2)についてです。本町では、指定校変更許可基準につきましては平成20年1月8日に定めております。

(3)についてです。障がいを持つ児童生徒が入学を希望する際であっても、できる限り学校生活における障壁を取り除き、地域の指定校へ入学できるよう受入れの準備をしていくため、身体的な理由などで区分を設けてはおりません。

(4)についてお答えします。子どもたちの学校生活を支え、子どものよりどころとなる地域や学校区のコミュニティへ、友達と一緒につながることが大切だと考えており、指定された地域の学校区で入学できるよう配慮し、対応していく必要があると考えております。そのようなことから現時点で身体的理由などを許可条件に加える予定はございません。

質問事項3の(1)についてです。学校施設環境改善交付金は、改善や補強、大規模改造など学校施設整備を促進する目的の交付金です。緊急防災・減災事業債は公共施設及び公用施設の耐震化対策などの防災・減災を目的とした事業債です。

(2)についてです。令和6年度予定の南風原小学校屋内運動場LED化事業が、緊急防災・減災事業債を活用する計画となっております。

問3のほうの(3)についてです。近隣市町村の状況を注視しながら、調査研究していきたいと考えております。

○議長 赤嶺奈津江さん 町長。

○町長 赤嶺正之君 先ほどの答弁で、「さきの第二次世界大戦で唯一地上戦が行われた」というふうに答弁いたしましたけれども、「第二次世界大戦で唯一国内で地上戦の行われた沖縄」というふうに訂正をさせていただきます。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 3番 當眞嗣春議員。

○3番 當眞嗣春君 町長の直接の答弁ありがとうございます。辺野古新基地建設については、(3)で町長が反対だという表明をされましたので、もうその問題はいいのかなと思ったんですけども、辺野古建設問題は先の長い戦いにもなります。そういう意味合いにおいて、さらにちょっと突っ込みから再質問をしたいと思ひます。まず結論は出たんですから、しつこく聞こうと思ひていませんが、町長のこの意思表示の障害になっている内容が、国の安全保障上の問題と述べました。先ほどの答弁の中で判決の例だとか、そういう立場でそれを鑑みると述べる立場にないというふうな

こと、よく分かったんですけれども。私、この辺野古問題について若干述べたいと思いますけれども、本町はですね、議会基本条例、その前文で議会は住民の意思を政策に的確に反映させるために議員と町長が協力しながら南風原町としての最良の意思決定を導くという使命が課せられています。また町民の代表機関として、町長と共に町政の発展と町民福祉の向上のために果たす役割がますます多くなっていること。特に地方分権化が進み、自治体の自主的な決定と責任の範囲が拡大した今日、その持てる機能を十分に発揮するように求めています。辺野古問題を議論する際に、私は基本条例前文の観点で論ずることがとても重要だなというふうに考えていますが、町長、こういう見解についてご意見を一言お伺いしたいというふうに思います。よろしくをお願いします。

○議長 赤嶺奈津江さん 町長。

○町長 赤嶺正之君 お答えいたします。ただいまのご質問でございますけれども、本町の議会基本条例につきましても、基本としまして南風原町のこの町づくりと申しますか、発展に寄与するものだというふうに理解をいたしております。確かに大きく捉えますと、日本国全体のことも言及しているかと思っておりますけれども、私は現段階では南風原町のこの発展、あるいは町づくりについて当該基本条例を遵守すべきだというふうな理解でございます。辺野古問題に特化しているというようなことでは、私はそのようには理解をいたしておりませんので。そのようにご理解をお願いしたいと思います。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 3番 當眞嗣春議員。

○3番 當眞嗣春君 ご答弁ありがとうございます。ちょっと確認したいんですけれども、私が基本条例を出したのは、その中の住民の意思を政策に的確に反映すると、住民の意思を政策に反映するということとあります。そこでですね、新基地建設に対する賛否、これが2018年の2月24日の県民投票でこれは証明されました。その結果は皆さんご承知のように、反対が71.7%、賛成が19%でした。建設反対が圧倒的な民意であることが証明されています。ここ南風原町でも当時2万9,644人の投票資格者がおりました。そのうち1万7,452人が投票しています。約60%です。結果ですね、反対が1万2,960人です。74.2%、県の水準よりも高いんですね。賛成が16.2%でした。新基地建設反対は文字どおり県民の願いであり、町民の意思でもあります。その意思を政策として反映させる、そういう使命を僕は持っています。そういう観点で見ることがとても大事じゃないかなというふうに思います。基本条例前

文の住民の意思を政策に的確に反映させる使命、これを確実に実践してほしいということを切に思うわけがあります。

それから2点、3点目に関連してですけれども、辺野古新基地建設反対の意思をですね、具体的な行動につなげていくという視点から、この辺野古問題をもう一度変わった角度から見ていきたいと思っております。1つは今度町の意見書にも出されますうるま市の自衛隊訓練場の問題です。このうるま市の自衛隊訓練場の安保三文書に基づく訓練場の新設であります。防衛省の候補地選定の経過を見てもですね、極めてずさんな計画であることが分かります。候補地は年間約4万人の子どもたちが自然学習や宿泊体験で利用するところです。防衛省はまた宮古や石垣への部隊配置では、候補地ごとに周辺の学校や医療施設、住宅地、それから自然環境など委託調査をお願いをしています。しかしこのうるま市の場合は委託調査すら行っていません。県や施設に確認もしていません。誰が見ても候補地には適さないことは明らかであります。極めてずさんな計画と言わざるを得ない内容です。またこれと同じように、辺野古新基地建設も例外ではありません。辺野古側の埋立てが終了し、全体の15%の進捗状況です。辺野古側の埋立ては半年で終わる計画でしたけれども、結果5年間かかっています。これまで4,000億円が費やされました。今年1月10日、代執行により開始された工事は、残り85%あります。単純計算をしても全部で2兆7,000億円の費用がかかります。政府はこれに対して7,000億円できると言っていますけれども、何の根拠もありません。大浦湾側の埋立てがこれから始まっていますけれども、その地盤改良は前例のない難工事、あるいは不可能な工事とも言われています。岸田首相は完成まで12年と言いますが、具体的な根拠を示すことができていません。見込みのない工事に2兆7,000億円の税金が大企業につき込まれます。これほど理不尽でずさんな工事はあり得ません。辺野古新基地建設反対は、沖縄県民、南風原町民の圧倒的な民意であります。沖縄を二度と戦場にしないという町民の願いに寄り添い、戦争のない平和で住みよい南風原町を目指して奮闘されることを期待して次の質問に移りたいと思います。共に頑張っていきたいと思っております。

それでは2番目の質問に入ります。教育行政について。(1)の申請件数を伺いました。答弁で、令和5年度で76件という数が報告されていますけれども、この76件のうち指定変更が認められたのは何件になるでしょうかお伺いします。

○議長 赤嶺奈津江さん 学校教育課長。

○学校教育課長 宮良泰子さん 76件全てにおいて認められております。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 3番 當眞嗣春議員。

○3番 當眞嗣春君 ちょっと今聞き逃したんですけれども、76件よろしいですか。じゃあ全部許可されたということですね、分かりました。その許可の主な内容、そこも分かりますか。

○議長 赤嶺奈津江さん 学校教育課長。

○学校教育課長 宮良泰子さん 許可の主な内容なんですが、一番多いのが町内の転居です。住んでいて年度途中等で引っ越しされた方が一番多いです。あとは指定校変更で兄弟同一校、行事等がかぶりますので、その辺のものが多いです。あとはご家庭で見ることができない方ですね、留守家庭とか。あと実際にこの区域に引っ越して来ますよという方が数件、部活動が2件、教育的配慮が1件、あと南風原町の大規模校から適正規模校へ移動したいというご希望の方もいますので、その件になります。でも一番多いのはやはり町内に途中で転居したことによることや、兄弟同一姉妹校というような指定校変更が多くなってございます。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 3番 當眞嗣春議員。

○3番 當眞嗣春君 ご答弁ありがとうございます。2番目の件についてです。本町の指定変更許可申請基準については、平成20年1月8日に制定されたというような答弁でしたけれども、この本町の基準は、文部省の通達によるそういう作成と申すけれども、文部省のいつの通達となるか分かりますか。僕が調べたところでは、平成19年の3月30日の通達及び平成18年の3月30日、それから平成18年6月26日のそういう通達に来て、33条に伴ってこういう基準規程が設けられておりますけれども、どの通達に基づいて実行されたのかというのが分かれば教えてほしい。

○議長 赤嶺奈津江さん 学校教育課長。

○学校教育課長 宮良泰子さん お答えいたします。この件につきまして、どの通達についてということをご担当している職員にも確認したんですが、どの通達というようなものの、前のことなのでございませんでした。ただやはり文科省の通知や、この文科省が出しているものの内容を確認しながら作成をしたというふうに確認を取れています。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 3番 當眞嗣春議員。

○3番 當眞嗣春君 ありがとうございます。ということは、通達そのものの文書はないということですか。

○議長 赤嶺奈津江さん 学校教育課長。

○学校教育課長 宮良泰子さん お答えいたします。

通達自体はございます。ですがそれをどの日のどの文書という形のものがちょっと記録にないのでお答えできませんということで、通達自体は私たち全て確認してございます。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 3番 當眞嗣春議員。

○3番 當眞嗣春君 ありがとうございます。僕がさっき述べた平成19年の3月30日付、それから平成18年の3月30日付、平成18年の6月26日付、この辺の通達を総合してつくったということで理解してよろしいですか。

○議長 赤嶺奈津江さん 学校教育課長。

○学校教育課長 宮良泰子さん お答えいたします。恐らくそういうふうにつくられているだろうと想定しています。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 3番 當眞嗣春議員。

○3番 當眞嗣春君 あと(3)の件ですけれども、身体的な理由という枠は設けていませんという答弁をお伺いしましたけれども、私の知る限り、近隣の自治体の基準を調べてみました。これは文科省の通達でも、このようにつくりましょうという事例なども提供されています。大体それに基づいて各都道府県、各自治体に書かれていますけれども、僕はうるま市ですね、あと那覇市、南城市、石垣市等々調べたんですけれども、いずれの自治体もその身体障がい者に関する記載が文書として載っています。例えばうるま市などの場合には、身体障がい等で通学等安全性の考慮が必要な場合ということで具体的に書かれています。那覇もしかり。那覇は身体的理由として、心身の故障により指定校への通学することに支障がある場合とかですね、同じような内容が全て書かれています。ある知人から聞いた情報では、ほとんど全ての自治体でこういう身体障がいということが文書として記載されているそうなんです。南風原だけがないんですね。南風原は、先ほど配られた文書の中でその他というところがあって、そこに教育的配慮というのがあるんですけれども、南風原にはそういう明文化された文書がないということです。是非こういう区分を設けてやっていただきたいというふうに要望として述べておきます。

教育行政についての4番目ですけれども、私は身体的理由を加えることで、やっぱり選択の幅が広がるんじゃないかと、こういう基準を持たされて、これを見て、目を通して、その中で身体的理由を加えることによって選択の幅が広がると同時に議論、対話もですね、進んでいくと思います。お互いに理解し、納得することに近づいていくと思います。先ほど沖縄タイムスでこの問題に関して3月21日付で報道されておりましたけ

れども、大変これいいことだと思います。この点、やっぱり町がですね、行政の側、教育長含めて親身に相手のことを、意見交換をしてね、そういった積み重ねがこういう結果を導いたんじゃないかというふうに思います。したがってこういう理由を書き加えることによって対話、会話が広がっていくことにつながっていくと思いますので、是非ですね、加える予定はありませんとあるんですけれども、是非検討していただきたいというふうに思います。

あと最後に大きな3番目、学校施設改善交付金の件ですけれども、この目的については私もいろいろ調べて勉強したつもりではあります。非常に有効なものだし、今時期相応のこういう交付金じゃないかと思います。というのはですね、この交付金はこれまで3分の1の補助だったものが2分の1に上げられています。しかもこれ適用期間がありますよね。2023年から2025年まで、来年まで延期されています。これをですね、僕は大いに活用しない手はないんじゃないかというふうに思います。確かに学校設備の充実のために使っていますけれども、体育館に空調設備は設置するというための交付を受けると、今チャンスじゃないかなというふうに思います。新体育館の建設等も今議論されていますけれども、そこに使うよりは、こういう設備を充実させるというふうに使ったほうが、より南風原町にとって公益のあることになるんじゃないかと思います。是非検討されていってほしいというふうに思います。(3)で近隣市町村の状況を注視しながらという風に応えていますけれども、これは期限も迫っていますので、是非状況を見ながらというのじゃなくて、スローなテンポじゃなくて、すぐにでもどうだろうという検討をしてほしいということを最後に述べて、私の一般質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長 赤嶺奈津江さん 休憩します。

休憩（午前11時30分）

再開（午前11時31分）

○議長 赤嶺奈津江さん 再開します。

通告書のとおり順次発言を許します。7番 岡崎 晋議員。

〔岡崎 晋議員 登壇〕

○7番 岡崎 晋君 岡崎です、よろしくお願ひします。まず質問の先立ち、石川県能登半島の地震と津波で被害に遭われた皆様への哀悼とお見舞いの言葉は既にこの場で多くの議員が述べておられます。私も同様

の思いを謹んで申し上げます。またウクライナ侵攻を続けるプーチン大統領とガザ地区で住民を無視した戦闘を続けるネタニヤフ首相を強く非難し、一日も早く復興に手がつけられるよう心から願っております。

それでは質問にまいります。私は町民の目線で、町民の皆さんに分かりやすく質問をしているつもりですので、分かりやすいご答弁をお願いします。それでは大の1、体育館建設を問う。(1) P F I 導入可能性調査の結果はどうか。(2) 体育館と周辺整備の計画の規模と予算はどうか。(3) このうち本町が負担するのは何割で幾らですか。(4) 維持運営のための町民負担はどうか。町民に分かりやすく示してください。(5) 用地面積は何坪で取得費用は合計幾らですか。(6) 用地取得は先走りではないですか。

○議長 赤嶺奈津江さん 休憩します。

休憩（午前11時33分）

再開（午前11時33分）

○議長 赤嶺奈津江さん 再開します。7番 岡崎 晋議員。

○7番 岡崎 晋君 失礼しました。(5)で1行飛ばしていました。改めて(5)用地面積は何坪で取得費用は合計幾らですか。また地権者は何人で全員が同意しておられますか。(6)は先ほど申し上げました。

大の2、コロナ予防接種について問います。(1)4月から本人負担はどうなりますか。(2)本町の今後のコロナ対策を問います。(3)本町は、町民の生命と健康を守るため接種費用を助成すべきではありませんか。

大の3、会計年度任用職員の勤勉手当を問います。

(1)支給対象となる人数は合計何人で、本庁舎と学校等各施設の内訳人数はどうか。(2)支給対象とされない職員はいますか。(3)人事評価はどう実施され、本人にどうフィードバックされ支給額に反映されますか。(4)この勤勉手当の財源は国からどう措置されますか。

大の4、校区見直しについて問います。(1)校区見直しの結果、どうなりましたか。(2)見直しで通学距離が遠くなる子どもたちは何名いますか。(3)見直しで通学距離は最大で何メートル遠くなりますか。以上、答弁をお願いします。

○議長 赤嶺奈津江さん 副町長。

○副町長 新垣吉紀君 質問事項1(1)についてお答えいたします。本事業において、P F Iを活用することは有効という結果となりました。

(2)、(3)、(4)は関連いたしますので、一括で答弁をいたします。規模はまだ決定していません。次年度のアドバイザー業務にて、引き続き検討して

まいます。またどの補助金、交付金を活用するか、本町と事業者が負担する割合、維持運営のための町民負担についても、引き続き検討をしております。

(5) についてです。用地購入面積は、約7,181坪で取得費用は次年度の不動産鑑定において評価予定となっております。公有財産購入費の予算要望額は3億4,101万円です。地権者は18人で、計画区域とすることに16人の方から同意をいただいております。

(6) です。用地取得は、黄金森公園屋内運動施設基本計画策定時より令和6年度に計画していることから、スケジュールどおりの実施時期となっております。

続きまして質問事項2(1)についてです。4月1日以降は自己負担となります。

(2) についてです。国、県等の指針に準拠したコロナ対策を講じてまいります。

(3) です。接種費用の助成につきましては、今後、国、県等の動向を注視し検討してまいります。

質問事項3点目(1)です。支給対象者は特別会計を含め350名です。内訳としましては、本庁舎114名、学校等施設関連では宮平保育所33名、ちむぐくる館25名、共同調理場25名、幼・小・中合計134名、中央公民館、文化センター合計19名となります。

(2) についてです。任用形態により支給対象とならない職員はおります。

(3) です。人事評価については担当班長による機首面談、中間面談、期末面談を経て第一次評価を班長、第二次評価を課長が実施し、評価結果をフィードバックする流れとなります。今後はその人事評価を勤勉手当に反映させることとなります。

(4) です。勤勉手当の財源につきましては、令和6年度において地方交付税措置される予定となっております。

○議長 赤嶺奈津江さん 教育長。

○教育長 金城郡浩君 質問事項4のほうについてお答えします。(1)から(3)までは関連しますので、一括でお答えいたします。令和5年度に町立小中学校の校区見直しは予定しておりません。

○議長 赤嶺奈津江さん 休憩します。

休憩(午前11時39分)

再開(午後0時59分)

○議長 赤嶺奈津江さん 再開します。

再質問から始めたいと思います。7番 岡崎 晋議員。

○7番 岡崎 晋君 午前の私の一括質問に対して一括答弁いただいたので、午後の部で一つずつ再質問させていただきます。まず町民体育館建設計画ですが、

(1)のPFI導入可能性調査の結果はどうかって聞きましたら、PFIを活用することは有効という結果になったという答弁です。有効という結果になったと。有効というのは、多分あらかじめ予想されていたことだとは思いますが、この導入可能性調査にかかった費用、5年度でやったと思いますが、かかった費用と、この有効というのがどのように有効なのか。この有効というのが今後どのように生かされていくのか、計画を進めていく上でですね。それをちょっと伺いたいですね。

○議長 赤嶺奈津江さん 都市整備課長。

○都市整備課長 与那嶺 豊君 お答えいたします。令和5年度ですけれども、PFI導入可能性調査ということで、約950万円の委託ですけれども、その内容、目的としてはですね、体育館を造るに当たって従来型の建設方法か、あるいはPFI事業の建設方法、総事業費をどれだけ削減できるかという財政の削減率を求めための調査です。その結果、PFI導入可能性調査におきましては8.4%ということで、8.4%の削減が見込めるだろうということで結果は出ております。結果的にPFI事業のほうがこれからの体育館建設には有効であるという結果が出ております。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 7番 岡崎 晋議員。

○7番 岡崎 晋君 今後どのように生かせるかということも聞いたと思いますけれども、今後の計画にどのように生かせるかということも聞いたと思います。

○議長 赤嶺奈津江さん 都市整備課長。

○都市整備課長 与那嶺 豊君 お答えいたします。令和5年度はPFI事業で可能かどうかという調査でございます。それに合わせて令和6年度実施に向けてのアドバイザー業務ということで専門の方々の意見を聞きながら、そういった業務がございます。その中で実施方針とか特定事業の選定とか、あと事業者の決定とか、その流れで事業を進めていく予定でございます。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 7番 岡崎 晋議員。

○7番 岡崎 晋君 先月29日の全員協議会で私たち議会に説明いただいたときには、24社中、大変意欲的な会社が12、そして意欲的な企業が9つあったと。合計21の企業が意欲的だと、大変意欲的あるいは意欲的だというふうに聞いています。という報告を受けました。説明を受けました。今後、この中から、我々南風原町とPFI事業を進めていく上でこの中から選ばれていくと、先ほどおっしゃったアドバイザー契約を結んでアドバイスを受けて、この21社の中から選ばれていくと、その選ばれた企業と組んで事業を実施してい

くという考え方でよろしいですか。

○議長 赤嶺奈津江さん 都市整備課長。

○都市整備課長 与那嶺 豊君 お答えいたします。導入可能性調査におきましては、参入意欲のある業者を対象に聞き取りをしていますので、当然決定ではございませんが、その業者の中のほうがそのPFI事業のほうには参入意欲があるものだろうと思っております。また契約は別の話でございます。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 7番 岡崎 晋議員。

○7番 岡崎 晋君 次に進みます。(2)、(3)、(4)は関連するということで、一括で答弁いただきました。規模はまだ決定していないということです。(3)とか(4)で費用などを尋ねたんですが、規模はまだ決定していないということなので、数字については答弁いただいていないんですが、計画と聞いたから答えられないのか。もしもこれを構想、この仮称ですが町民体育館建設の構想ですよ。構想によると改めて聞きますが、町民体育館等周辺整備の計画の予算はどうか、構想でね。そしてこのうち本町が負担するのは何割ぐらいなのか。維持運営のためには、町民負担はどうなるんだろうかと、町民に示してくださいという質問なんですが。計画ではなくて構想ではどうなんでしょうか。

○議長 赤嶺奈津江さん 都市整備課長。

○都市整備課長 与那嶺 豊君 基本計画における規模ですけれども、これは基本計画をつくった策定委員の皆さんの意見を取り入れた規模でございまして、その金額についてはですね、周辺市町村の平米当たりの単価、あくまで概算ですけれども、それに掛けた数字でございます。ただPFI可能性調査の参入業者の意見をいろいろ取り入れて、これからいきますけれども、例えば体育館の規模を少し小さくしたりとか宿泊施設をやめたほうがいいんじゃないとか、いろんな意見がございます。それについては今後のアドバイザリー業務の中でそういった規模は確認しながら決定するものだと思っております。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 7番 岡崎 晋議員。

○7番 岡崎 晋君 私たちが、町民の多くの皆さんが懸念するのは、後の運営維持にどれだけお金がかかるんだろうということをととても気にしています。それでこの質問をしているんですが、先月29日に説明いただいた進捗状況によると、進捗状況というかPFI導入可能性調査の業務の進捗状況、12ページでは49億1,200万円、53億円が49億円台になったということですが、このような答弁も現段階ではできないということなんですね。

○議長 赤嶺奈津江さん 都市整備課長。

○都市整備課長 与那嶺 豊君 お答えいたします。PFI事業に関しましては、従来の例えば設計、建設の分離発注とは違いまして一括発注でございます。PFI参入者のほうでの一括発注でございますので、その契約後にしか確定した数値は出てこない。今はあくまで概算ですので、全員協議会で話した内容といいますのは規模を縮小した場合の費用でございまして、これが決定ではございません。ですので金額についてもまだこれから議論していく予定であります、あくまでもアドバイザリー業務の中でその金額というのは、規模というのは決定していく予定でございます。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 7番 岡崎 晋議員。

○7番 岡崎 晋君 この計画は当初から私は丁寧ではなかったということ町長にも申し上げたんですが、例えば皆さん、この構想、計画を進めるに当たっては十分な調査をしてきたと思うんですが、隣の八重瀬町を例にちょっと、新聞記事にも出ていることですからご存じだと思うんですけども、改めて紹介します。八重瀬町は45年たった中央公民館を建て替える計画で仮称文化交流拠点施設建設計画に当たり、去る2月9日に中央公民館で住民の要望を聞く円卓会議を開催し、関係者6名がまず意見を発表した。続けて一般参加者が四、五人で車座になって意見交換をした。町はこれらの意見を含めて検討し、外部の有識者らでつくる建設委員会で議論を進めている。これに至る前には、同町八重瀬町が主催した意見交換の場では、当事者の一つの組織である文化協会のメンバーが町長に、身の丈に合った施設をとという提言もしている。身の丈に合った施設という申入れをなされた。芸能関係者らは、施設の活用方法を議論する場を設けてほしいと町長に提言した。それより前の2月1日のタイムスの記事ですが、この円卓会議に向けて有志達が3日間、八重瀬町の役場で勉強会を開き、施設の機能だけではなく建設後の運用方法なども考えようと訴えた。さらに遡って2023年11月23日の沖縄タイムスの記事では、2018年に策定した基本計画で24億円の計画だったが、その後、予算の都合で見直しを行っている。私が言いたいのは、本町がここまで進めてきたこの計画構想と八重瀬町が今行っているやり方と、この違いを皆さんはどう受け止められるか、どう考えられるか。先週の照屋議員の質問で都市整備課長は、今後も住民説明会などを必要に応じて開催したいと答えておられました。具体的に今後どのようなことを予定、計画していますか。

○議長 赤嶺奈津江さん 都市整備課長。

○都市整備課長 与那嶺 豊君 お答えいたします。

今後の予定でございますけれども、PFI導入可能性調査のサウンディングを基に、6年度に実施方針の策定というのを行ってまいります。例えば特定事業の事業内容とか民間事業者の選定方法とか、維持管理運営の範囲とか、そういった内容を実施方針の中で策定をしております。それからPFI事業の内容で募集をかけます。その後に業者の選定ということになっていくものと思われま。あくまでも町の方針に載った内容を確認しながら、業者を選定していく予定でございます。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 7番 岡崎 晋議員。

○7番 岡崎 晋君 すみません。私の質問がちょっとまずかったようで、今後住民の皆さん、町民の皆さんに対してどのようにこの構想計画の説明をしていくのか。今後、もう町民の皆さんの意見を取り上げる余地はないのか。今後のそういう計画、予定、考えを聞いているんです。すみません。もう一度答弁をお願いします。

○議長 赤嶺奈津江さん 都市整備課長。

○都市整備課長 与那嶺 豊君 お答えいたします。今後の内容、PFI事業の本来の目的はですね、民間事業者の創意工夫と経営資源とかの十分に発揮されて、低廉かつ良好なサービスを町民に与えるという目的でございますので、その創意工夫内容も確認しながら、当然役場、町のほうとしての希望も併せて意見しながら、なるべくそういった公表の場をつくりながら意見を聴いていきたいと思っております。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 7番 岡崎 晋議員。

○7番 岡崎 晋君 そうすると今の答弁では、今後具体的な予定はなさそうですね、どうも。改めて町民の皆さんの考え、意見などを聴く予定というのはないですか。改めて伺います。

○議長 赤嶺奈津江さん 都市整備課長。

○都市整備課長 与那嶺 豊君 お答えいたします。事業の趣旨からしまして、民間事業者のほうの先ほど申しましたけれども創意工夫、経営理念、あとはそういったサービスの向上を十分に発揮されるような内容を確認した上で、町民のほうには丁寧に説明をしていきたいと思っております。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 7番 岡崎 晋議員。

○7番 岡崎 晋君 今後の町民負担を考えると、私が今質問していることはとても大切なことだと思っております。なので改めて副町長か町長にでもお答えいただきたいんですが、今後この計画を進めるに当たって町民の皆さんに改めてヒアリング、意見を聴くご予定はありますか。ありませんか。

○議長 赤嶺奈津江さん 町長。

○町長 赤嶺正之君 お答えいたします。町民体育館の件に関しましては、担当課長からこれまで答弁してきた、あるいはまた私からも答弁してきたとおりでございますけれども、今議員がおっしゃっております今後町民の皆さんへの説明と言いますか……。

○議長 赤嶺奈津江さん 7番 岡崎 晋議員。

○7番 岡崎 晋君 説明じゃない、意見を聴く。

○議長 赤嶺奈津江さん 町長。

○町長 赤嶺正之君 意見に関しましては、先ほど八重瀬町の事例もございましたけれども、南風原町は町民皆さんの意見に関しましては陸上競技場、黄金森公園の整備の段階からずっと町民の皆さんの意見は取り入れてきていると認識いたしておりまして、当初からも体育館の建設というのは町民の皆さんの中では議論はしてきたと私は認識いたしておりまして、具体的に先ほど来申し上げてますとおり、この体育館の中身です、バスケットコートは何コートとか、やれバレーボールコートどうのこうのとか、体育館の中にカフェが併設できるかどうかとか、そういったふうなものも含めてこれまでも議論されていて、町民の皆さんからの意見もいただいているという認識でございます。ですけれども、これまでPFI事業で推進するかどうかとか、あるいはまた民間の活力がどれぐらい活用できるかとか、そういったふうな議論もやってきたわけですけれども、これからは具体的に、多分に基本設計ですか、これまで基本構想ができていますので、これから具体的にじゃあどれぐらいの大きさの、どれぐらいのどんな体育館をつくるかとかいう基本設計に入ると思いますので、その段階で、それは一定程度建設委員会の中で議論はされておりますけれども、議員ご指摘のとおりその後、町民の皆さんからもっとほかに意見が出るんじゃないかというふうなこともありますので、それはそれで時期を見て説明会なり開催するときに、意見をまた聴取できるものだと考えております。基本的には基本構想の段階で一定程度の町民の皆さんの意見はいただいたというふうな認識でございますので、ご理解をお願いしたいと思います。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 7番 岡崎 晋議員。

○7番 岡崎 晋君 ありがとうございます。意見を聴いてきたということですが、私からいうと関係者だけの意見聴取だったというふうに理解しています。それで改めて伺いますが、この49億円余りという構想、構想とあえて申しますが、計画ではない、決まっていないと言うから、それは49億円余り、それはそのとおりですか。その予定で進めていくということ

ですか。

○議長 赤嶺奈津江さん 都市整備課長。

○都市整備課長 与那嶺 豊君 事業費と規模については、先ほど来申し上げていますが、アドバイザー業務の中でこれから議論していく内容でございます。あくまでもサウンディング、建設費の49億円というのは、可能性調査の中のサウンディングでの意見を踏まえた上での、規模縮小した上での金額でございます。これが実施になる数字ではありません。今後、アドバイザー業務の中でそういった規模は確定していくものだと思っております。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 7番 岡崎 晋議員。

○7番 岡崎 晋君 それではこの49億円余りというのは、まだ決まったことではないということですね。

○議長 赤嶺奈津江さん 都市整備課長。

○都市整備課長 与那嶺 豊君 はい。議員のおっしゃるとおりでございます。

○議長 赤嶺奈津江さん 7番 岡崎 晋議員。

○7番 岡崎 晋君 (5)に行きます。用地取得の件が、予算では3億4,101万円計上しているという答弁でした。地権者は18人で16名の方から同意を得ているということは、2人がまだ同意を得ていないということですが、この用地取得にはほかにも費用があったと思いますが、それはどうですか。

○議長 赤嶺奈津江さん 休憩します。

休憩 (午後1時22分)

再開 (午後1時22分)

○議長 赤嶺奈津江さん 再開します。都市整備課長。

○都市整備課長 与那嶺 豊君 お答えいたします。3億4,101万円というのは、令和6年度の公有財産購入費の予算要望額でございます。用地費でございます。これにつきましては新年度不動産鑑定土地評価を行いますので、この額が決定ではありません。土地評価において価格は決定されるものだと思っております。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 7番 岡崎 晋議員。

○7番 岡崎 晋君 時間が惜しいんですけども、物件補償費で1億100万円、先ほどの3億4,000万円と合わせると用地のために4億4,200万円がかかるという理解ですけども、それでよろしいですか。

○議長 赤嶺奈津江さん 休憩します。

休憩 (午後1時23分)

再開 (午後1時24分)

○議長 赤嶺奈津江さん 再開します。都市整備課長。

○都市整備課長 与那嶺 豊君 お答えいたします。用地費にかかる費用でございます。用地購入費でござ

います。

○議長 赤嶺奈津江さん 経済建設部長。

○経済建設部長 金城克彦君 今、議員がおっしゃったとおり用地費が3億で、物件が1億で、約4億の、議員がおっしゃるとおりです。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 7番 岡崎 晋議員。

○7番 岡崎 晋君 先週の照屋議員の質問の答弁で、いろんな施設にかかった事業費で国、県の補助とか起債とか、いろいろ数字示されました。ここで起債について伺います。もしも仮に50億という建設費用があつて、その中でももしも起債はこれまでにいろんな施設で40%とか20%とか37%、42%、28%といろいろありますが、もしもこの50億の費用に仮に20億の起債をすることになった場合です、仮に。この起債の償還方法、全額返さなきゃいけないのか、この公園計画を進めるに当たってね、起債をすると思うんですが、もし20億の起債をすることになった場合に、これはどんな方法でどのぐらいを返済していくことに、償還していくことになるんでしょうか。起債。

○議長 赤嶺奈津江さん 企画財政課長。

○企画財政課長 玉那覇和彦君 ただいまの質問にお答えいたします。地方債になりますので、借入れになりますので後年度において全額を償還する形になります。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 7番 岡崎 晋議員。

○7番 岡崎 晋君 起債した費用は、全額返さなきゃいけないということですね。分かりました。

○議長 赤嶺奈津江さん 休憩します。

休憩 (午後1時26分)

再開 (午後1時26分)

○議長 赤嶺奈津江さん 再開します。企画財政課長。

○企画財政課長 玉那覇和彦君 ただいまの質問にお答えします。議員おっしゃるとおり、借り入れた地方債については全額を償還する形となります。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 7番 岡崎 晋議員。

○7番 岡崎 晋君 ありがとうございます。次の質問に行きます。用地取得は先走りではないかということに対しては、スケジュールどおりの実施時期という答弁ですが、私は先ほど話した八重瀬町の計画の進め方を例に挙げて先走りではないかということをお願いしました。

次の質問にまいります。コロナ予防接種について、4月1日からは自己負担と、予防接種ですね、という答弁をいただきました。本町の今後のコロナ対策を聞いていましたが、国、県の指針に準拠したコロナ対策を講じてまいります。これはどのようなことでしょうか。

○議長 赤嶺奈津江さん 国保年金課長。

○国保年金課長 高良星一郎君 岡崎 晋議員のご質問にお答えします。今のお話は(2)のお話になりますか。ここの答弁は、例えばそれまではコロナ禍の中においては国、県が非常事態宣言等々ございまして、基本的な感染予防対策を提示したり、あとまた人や事業所、イベントなんかの規制と申しますか、条件等を施して生活を行っていました。今回感染法上の位置づけが2類相当から5類というふうに位置づけが変わりましたので、コロナ禍以前の日常に戻ったという考えで今はこういった規制等は設けていません。今後、もしまた感染拡大していったら、国、県等がまた何かコロナ対策を特別に講ずれば、それに準拠して南風原町も行っていく。町独自で何かしらコロナ対策を講じていくという考えではないという答弁になります。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 7番 岡崎 晋議員。

○7番 岡崎 晋君 ありがとうございます。個人で負担するようになったら、その負担が大変だろうという趣旨でこの質問をしておりますが、(3)の町民の健康と生命を守るために町は対策を、接種費用を助成すべきでないかと問うていますが、この問いについても今後国、県等の動向を注視して検討してまいりますという答弁ですが、どのようなことが想定されますか。

○議長 赤嶺奈津江さん 国保年金課長。

○国保年金課長 高良星一郎君 お答えします。まず接種費用につきましては、国から標準的な接種費用としまして7,000円を見込んでいます。ただこれは定期接種にかかる接種費用でございまして、これが秋から開始される予定ですが、開始以前に南風原町としましては南部市町村、あと南部地区医師会等々といういろいろ協議、また国、県等の動向等を注視して、市町村が補助をするのかどうかとも含めて、今後協議して決定してまいりたいと思います。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 7番 岡崎 晋議員。

○7番 岡崎 晋君 2番もそうでしたけれども、この3番の質問の趣旨は、国はもう5類になっちゃったので、国は多分何もしないということだと思っているんです。私は、県も。そうすると、なので南風原町として町民の皆さんの生命、健康を守るために南風原町として接種費用を助成してほしいということですが、それは現段階では答えられないということでしょうか。

○議長 赤嶺奈津江さん 国保年金課長。

○国保年金課長 高良星一郎君 お答えします。最初の答弁にもございますが、国、県と、また南部地区、沖縄県等の動向を見ながら検討してまいります。以上

です。

○議長 赤嶺奈津江さん 7番 岡崎 晋議員。

○7番 岡崎 晋君 国、県が今後コロナ予防接種のために何かをしてくれるという希望は、期待はできませんか。

○議長 赤嶺奈津江さん 国保年金課長。

○国保年金課長 高良星一郎君 現段階では見通しは不明になります。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 7番 岡崎 晋議員。

○7番 岡崎 晋君 5類になったということで、国、県は多分何もしてくれないと思うんです。なので南風原町で是非という質問なんですけれども、現段階ではまだ考えていないというふうに受け止めていいのでしょうか。

○議長 赤嶺奈津江さん 国保年金課長。

○国保年金課長 高良星一郎君 お答えします。考えていないというわけではなくて、注視して検討していくということになります。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 7番 岡崎 晋議員。

○7番 岡崎 晋君 注視しながら、是非もし国、県が何もしてくれないようでしたら、町独自で是非何らかの対策を考えていただきたいと思います。ありがとうございました。

次に大の3、会計年度任用職員の勤勉手当を問う。対象者は350名、本庁舎で114、学校関連では宮平保育所33、ちむぐくる館で25、給食調理場25名、幼・小・中合計で134名、文化センター19名と答弁いただきました。ありがとうございます。350名ですね。次の質問で、支給対象とならない職員はいるかという問いに対しては、任用形態により支給対象とならない職員がいるということですが、どのような職務に就いている方々が合計で何名支給対象とならないのでしょうか。

○議長 赤嶺奈津江さん 総務課長。

○総務課長 仲村兼一君 お答えいたします。対象とならない職種につきましては、中学校の部活動外部指導員、それから住民税申告事務、それからプール管理人等の職種の方が該当しない形になっています。人数につきましては43人となっております。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 7番 岡崎 晋議員。

○7番 岡崎 晋君 この43名の方々は、何の基準によって支給対象とならないんですか。国の指針なのか、それとも町独自の何か、指針があるのか。どういう基準で外れているのでしょうか。

○議長 赤嶺奈津江さん 総務課長。

○総務課長 仲村兼一君 お答えいたします。基本的には基準につきましては国の方に合わせております。

対象外の理由としましては、1週間の平均の勤務時間、こちらが15時間30分未満もしくは任用期間ですね、こちらが6か月未満の雇用契約となった場合には対象外となっております。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 7番 岡崎 晋議員。

○7番 岡崎 晋君 ありがとうございます。次の(3)で人事評価はどう実施され、本人にどうフィードバックされ、支給額にどう反映されるかという質問に対しては、第一次評価は班長が、第二次評価は課長が実施し、評価結果をフィードバックする流れです。その人事評価を勤勉手当に反映させるということですが、これまでの、勤勉手当は初めてですけれども、非常によかったんですが、例えば評価の差異について、一番下から一番上まで評価のよかった、一番悪かった、その差異についてはどれぐらいの差があるんでしょうか。

○議長 赤嶺奈津江さん 総務課長。

○総務課長 仲村兼一君 お答えいたします。これまで任用職員の評価につきまして、能力評価、業務への取組等の過程ですね、それがどうだったか、業績評価、掲げられた目標が結果達成されたのかどうかということで評価しておりますが、こちらでは達成されているかどうか、実施なされているかどうかということで評価をしております。そういったところから下と上の評価の差というんですか、そういったものは現状では把握していないと言いますか、できたかできていないか、○か×かみたいところになりますので、基本的にはそういった差は基本的には出てない状況かと考えております。

○議長 赤嶺奈津江さん 7番 岡崎 晋議員。

○7番 岡崎 晋君 ありがとうございます。これまではそうだったということでしたが、非常によいことに勤勉手当も支給されるようになったので、今後はその評価がその勤勉手当に是非反映されてほしいと思うんですが、それは今後の可能性としてはどうでしょうか。

○議長 赤嶺奈津江さん 休憩します。

休憩 (午後1時37分)

再開 (午後1時38分)

○議長 赤嶺奈津江さん 再開します。総務課長。

○総務課長 仲村兼一君 お答えいたします。6年度から任用職員への勤勉手当、その辺の評価のほうも含めて実施していくわけですが、人事評価の進め方につきましては今後も調査研究しながら進めてまいりたいと考えております。

○議長 赤嶺奈津江さん 7番 岡崎 晋議員。

○7番 岡崎 晋君 ありがとうございます。私、こ

こでも申し上げたことがあります、人事評価は非常に難しいもので、かといっておざなりにはできないと思いますので、是非この会計年度任用職員の勤勉手当にも今後評価の反映がされるように期待しています。

次に(4)で、この勤勉手当の財源は国からどう措置されるか。これは企画財政のほうからでしょうかね、どのように今後措置されるんでしょうか。

○議長 赤嶺奈津江さん 企画財政課長。

○企画財政課長 玉那覇和彦君 ただいまの質問にお答えいたします。さきの答弁でありましたとおり、今後の地方交付税において措置される形となっております。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 7番 岡崎 晋議員。

○7番 岡崎 晋君 それは例えばかかった費用の全てが地方交付税で措置されるのか、何割なのか、おおよそ。それとも全額なのか。そして6年度の方はそういうふうになると理解しますが、7年度以降はどのようになっているんでしょうか。

○議長 赤嶺奈津江さん 企画財政課長。

○企画財政課長 玉那覇和彦君 ただいまの質問にお答えいたします。こちら採用した人数の分、全てを措置されるわけではなくて、全国で、国が地方財政計画というもので示しております、全国で1,810億円を措置するという形となっております。地方交付税につきましては補助金とかと違しまして、かかった経費の何割というもので入ってくるものではありませんので、その分は基準財政需要額と収入額の差額でもって各地方公共団体に措置する制度となっておりますので、全額ではないということです。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 7番 岡崎 晋議員。

○7番 岡崎 晋君 全額でないというのはある程度理解できますが、ただその措置された額が幾ら、どの程度なのか、なかなか把握できないというのは以前に何かの質問で聞いたことがあります、でも私がある自治体の組合の幹部の話によると、それは把握できるんじゃないかなということだったんですが、その国から手当てされる額というのは、おおよそ何割とか、そういうこともなかなか分からないものですか。

○議長 赤嶺奈津江さん 企画財政課長。

○企画財政課長 玉那覇和彦君 ただいまの質問にお答えいたします。令和6年度以降の普通交付税で措置される形になりますけれども、現段階では総額1,810億円が地方財政計画として措置されるという内容となっておりますので、現段階ではこの分しか把握しておりません。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 7番 岡崎 晋議員。

○7番 岡崎 晋君 ありがとうございます。またいずれの結果で聞く機会があるかもしれませんのでよろしくをお願いします。

次の質問に行きます。大の4、校区見直しについて問いました。校区の見直し結果はどうなりましたかということでしたが、(1)から(3)まで関連するので一括で答えていただきましたが、令和5年度に町立中学校の校区見直しを行っておりませんということでした。私の質問もちょっとまずかったかなと、正しくなかったかと思っておりますが、令和5年度で校区見直しの審議会を設置したと思います。その審議会は終わったのかどうか。その審議の結果はどうだったのか、お答えくださいますか。

○議長 赤嶺奈津江さん 教育総務課長。

○教育総務課長 比嘉純子さん お答えいたします。令和5年度に設置したのは、学校規模適正化等検討審議会のほうになります。そこでは校区見直しを検討したのではなく適正規模の定義とか、適正配置の定義を検討した審議会となっております。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 7番 岡崎 晋議員。

○7番 岡崎 晋君 その適正規模見直しの審議会ですか、その中では校区については議論されていないということでしょうか。

○議長 赤嶺奈津江さん 休憩します。

休憩(午後1時43分)

再開(午後1時44分)

○議長 赤嶺奈津江さん 再開します。教育総務課長。

○教育総務課長 比嘉純子さん お答えいたします。学校規模の区分ごとの取組等、適正化に向けて学校規模をどうしていこうかという対策を検討しております。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 7番 岡崎 晋議員。

○7番 岡崎 晋君 この審議会設置について条例でしたか何か、この議会でも取り上げられたときに私は校区見直しという言葉が記憶に残っていて、それでこの質問をしているんですけども。今後、校区見直しは行われるんですか。もしあるとしたら、それはどのようなスケジュールで進められていくんですか。

○議長 赤嶺奈津江さん 休憩します。

休憩(午後1時45分)

再開(午後1時45分)

○議長 赤嶺奈津江さん 再開します。教育総務課長。

○教育総務課長 比嘉純子さん 議論はしております。

○議長 赤嶺奈津江さん 7番 岡崎 晋議員。

○7番 岡崎 晋君 この後の校区見直しに関わるスケジュールなどがあつたら伺いたしたいと思います。

○議長 赤嶺奈津江さん 教育総務課長。

○教育総務課長 比嘉純子さん 今後のスケジュールについても、今回の基本方針のほうで示していきたいと思っております。

○議長 赤嶺奈津江さん 7番 岡崎 晋議員。

○7番 岡崎 晋君 その審議会の結果は、まだ公表できる段階ではないというふうに理解しますが、そして公表できる段階になれば校区見直しについても議論されるんでしょうかと聞いているんですが、どうでしょうか。

○議長 赤嶺奈津江さん 教育総務課長。

○教育総務課長 比嘉純子さん 今回の基本方針の中では、具体的な校区変更の区切りをしてはおりません。

○議長 赤嶺奈津江さん 7番 岡崎 晋議員。

○7番 岡崎 晋君 適正規模ということですから、津嘉山地区の人口、子どもたちが増えていくということも予想されるということで、それが行われてきていると思うんですけども、今後は校区見直しについてはまだスケジュールに乗っていない、テーブルに乗っていないという理解でいいんですか。ないということですか。

○議長 赤嶺奈津江さん 教育総務課長。

○教育総務課長 比嘉純子さん お答えいたします。具体的にはないということです。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 7番 岡崎 晋議員。

○7番 岡崎 晋君 分かりました。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 休憩します。

休憩(午後1時47分)

再開(午後1時56分)

○議長 赤嶺奈津江さん 再開します。

通告書のとおり順次発言を許します。4番 西銘多紀子議員。

[西銘多紀子議員 登壇]

○4番 西銘多紀子さん 本日、最後の一般質問となります。西銘多紀子です。本日もよろしく申し上げます。早速質問をしていきたいと思っております。一問一答でお願いします。

大問1、車椅子児童の指定校変更について問う。(1)、文言の変更をお願いします。車椅子児童の指定区域である学校の校内が坂や階段の多い場合に無理がある。指定校変更はできないのはなぜか伺う。(2)合理的配慮義務が必要と考えるがどうか。(3)インクルーシブ教育について研修等の機会はあるか伺う。以上、お願いします。

○議長 赤嶺奈津江さん 教育長。

○教育長 金城郡浩君 質問事項1の(1)についてお答えします。本町では車椅子や障がいを持つ児童生徒が入学する場合においても、できる限り学校生活に障壁を取り除き地域の指定校へ入学できるよう対応しているためでございます。

(2)についてお答えします。対象の学校において、合理的配慮として他の子どもと平等に地域の学校区に通えるよう、できる限りの範囲で社会的な障壁を取り除くために対応し、人的配置や施設改修などの対応をまいります。

(3)についてです。職員については、沖縄県が主催する研修や本町主催の研修会などへ参加しております。

○議長 赤嶺奈津江さん 4番 西銘多紀子議員。

○4番 西銘多紀子さん では再質問に行きたいと思えます。車椅子を使用する児童が本町の学校に通えることになったが、指定区域である学校の校内は坂や階段が多いということで無理がある。指定校変更を申し出ているが、それができないという陳情があり今回質問をさせていただきましたが、先週希望する小学校への受入れを決定していただきました。ありがとうございます。しかしそれに至る経過もありましたので、改めて質問をさせていただきます。それではよろしくお願ひします。車椅子ユーザーであるので、階段や坂が多いことだけで不安になることは必然であると考えます。この問題は、1点目、坂や階段が多い学校とそうでない学校があるという物理的なバリア。2点目、よりバリアフリーな環境を選択することができないという制度的なバリア、この2点が焦点であります。1点目の物理的なバリア、坂や階段が多いというハード的な問題は解消できない、難しい。そこで2点目の指定校変更で制度的なバリア、ここが解消できると考えます。資料1で南風原町の指定校変更許可基準を提出しています。さきの質問でも出ましたが、他市町村の基準と比較して、本町は心身的理由という項目がない。これは他市町村のホームページでも出ているので比較できると思うんですけども、その項目がないのはなぜでしょうか。お願ひします。

○議長 赤嶺奈津江さん 学校教育課長。

○学校教育課長 宮良泰子さん お答えいたします。本町におきましては、心身的なことを理由に、その住んでいる学校のほうで受入れを断るということがなく、できるだけ私たちはそこに配慮できることをご提案しながら受け入れていく。どちらかというと積極的に児童生徒を受け入れているという姿勢からでございます。

心身的な理由なんですけど、今回幾つかの市町村に連絡をしてみたんですけども、最初からそれをやっているわけではなくて、入学してみて心身的にやはりこちらに通えないというケース、指定校を変更するというような理由のところもございました。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 4番 西銘多紀子議員。

○4番 西銘多紀子さん 近隣の他市町村の同様事例も確認しました。許可申請を提出して、よりバリアフリーのよい環境でできている事例も確認しましたので申し添えておきます。本町では今回のようなケース、心身的理由による指定校変更を申し出るといような今回のケース、事例は今までなかったのでしょうか。

○議長 赤嶺奈津江さん 学校教育課長。

○学校教育課長 宮良泰子さん お答えいたします。私が把握している限りでは、今回と同ケースのようなものはございません。

○議長 赤嶺奈津江さん 4番 西銘多紀子議員。

○4番 西銘多紀子さん 求める指定校への通学や学校生活において、坂や階段の多い校内の環境であり、著しく負担になると予測され、それを示す医師の診断書及び推薦書の提出もあったと思いますが、それでもなお許可されることはありませんでした。今日の障がい理解は個人の特性だけでなく環境要因も考慮され、生活の中で個人の心身や体の機能にとどまらず、活動や参加の観点からも捉えられるべきものであると申し添えます。それを踏まえて2番の質問に行きます。

(2) 合理的配慮義務が必要と考えるが、どうか。答弁いただきました対象の学校において、合理的配慮としてほかの子どもと平等に地域の学校区に通えるようできる限りの範囲で社会的な障壁を取り除くため対応し、人的配置や施設改修なども対応してまいりますということでご答弁いただきました。文部科学省では障がいのある子どもの通学先決定についての回答として、障がいのある子どもの教育に当たっては、その障がいの状態等に応じて可能性を最大限に発揮させ、将来の自立や社会参加のために必要な力を培うという視点に立って、一人一人の教育的ニーズに応じた指導を行うことが必要であるとし、障がいのある子どもの就学先については本人、保護者の意見を可能な限り尊重し、教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則とし、障がいの状態や必要となる支援の内容、教育学等の専門的見地といった総合的な観点を踏まえて市町村教育委員会が決定することになっていきます。町は行政的立場なのでもちろん決まりやルールがあると思いますが、車椅子ユーザーで坂や階段が多いことを懸念していることを鑑みれば、本人や保護者

が希望する小学校への進学を認めるべきだと考え、それが合理的な配慮だと思います。本町は、今回の件でほかの子どもと平等に地域の学校区に通えるよう人的配置、施設改修などの対応とありますが、本人、ご家族は階段や坂が多いことで指定区域外の学校を希望した今回のケース、具体的にはどういった合理的配慮を行ったということになりますでしょうか。

○議長 赤嶺奈津江さん 休憩します。

休憩（午後2時05分）

再開（午後2時06分）

○議長 赤嶺奈津江さん 再開します。学校教育課長。

○学校教育課長 宮良泰子さん お答えいたします。坂や階段が多い学校の場合の合理的配慮なんですけど、まずは私たちはその地域で受け入れるという考えがありますので、それに対する代替案だったり、町でできる最大限のことをご提案していくというのが一つの流れになると思います。それをやった上で、また保護者の方と対話をしながら、最終的にどういうふうになっていくかという判断をしていくという形になります。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 4番 西銘多紀子議員。

○4番 西銘多紀子さん ありがとうございます。では先ほどの指定校変更許可基準の裏のほうに、資料2を用意しております。合理的配慮を考える、分かりやすく考えるイラストとなっております。こちらは課長もよくご覧になるということであれしい限りです。2016年施行の障がい理由とする差別の解消の推進に関する法律により、一人一人の困り事に合わせた合理的配慮の提供を求められております。合理的配慮を求めるときに、バリアフリーである基礎的環境整備がなければ、継続的な通学、学校生活には不十分だと考えます。合理的配慮とは、同じ土俵でチャレンジするためのサポートの形であります。一体どんなサポートが適切なのか、こちらの資料を見ながら私は何度も考えました。このイラストを見ながら何度も考えましたが、やはり環境を変えることが適切ではないかと感じました。今後一緒に考えていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

では（3）インクルーシブ教育について、研修等の機会はあるか伺う。お願ひします。インクルーシブ教育についてなんですけれども、本町の考えるインクルーシブ教育について教えてください。

○議長 赤嶺奈津江さん 教育指導主事。

○教育指導主事 城間 智君 お答えいたします。インクルーシブ教育というのは、国が示しているのは共生社会を目指した障がいあるなしにかかわらず共に生

きていくための環境、資質、能力を育てていくという捉え方をしております。

○議長 赤嶺奈津江さん 4番 西銘多紀子議員。

○4番 西銘多紀子さん ありがとうございます。インクルーシブ教育の中で、主に5つの取組が行われていると思います。基本的な環境の整備、学校や教員による合理的配慮、教室や授業の工夫、就学先決定の仕組みの改善、相談や情報提供の機会の推進。ここでも基本的な環境の整備ということであるので、この合理的配慮、またはインクルーシブ教育について知識があるのは大きいと考えています。育ちを保障する最大限の考慮が必要であったのではないかと。多様化も進み、他市町村の動向、今回は車椅子ユーザーであるので社会福祉課などの関わる課との連携、協議を行ったりするなど、当初の段階でもっと柔軟にすべきだったのではないかと思います。それについてはいかがでしょうか。

○議長 赤嶺奈津江さん 学校教育課長。

○学校教育課長 宮良泰子さん お答えいたします。私たちは日頃より各課と連携を行っております。例えば医療的ケア児がいる場合には、その検討会とかと一緒に参加をして議論したりという形があります。なのでその障がいに関することであれば、保健福祉課に意見を求めたりとかというのをやりながら進めているところなんです。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 4番 西銘多紀子議員。

○4番 西銘多紀子さん ありがとうございます。今回、ちょっといろいろ質問させていただきましたが、町長の見解も確認させていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長 赤嶺奈津江さん 町長。

○町長 赤嶺正之君 それではただいまのご質問にお答えいたします。基本的に議員も質問の中で取り上げておりましたけれども、やはり就学に関しましては教育指導委員会というのがございまして、そこで就学先が決定されるわけなんですけれども、その際にはしっかりと本人の状況、あるいはまた保護者の意向とか、その辺を十分聞き取って、いろんな形で監督官庁の指導を受けるとか、あるいは弁護士の指導を受けるとか、そういったふうなことを得ながら就学先を決定してもらいたいと話がございまして。私もその内容を教育委員会にも伝えまして、教育委員会もそれなりに対応してくれたものだと思っております。

それからまたインクルーシブ教育に関しましても、具体的に環境整備とか職員の対応とか、その辺は具体的に掘り下げたことはないんですけれども、思います

にこのインクルーシブ教育というのは、障がいを持った児童生徒が普通学級に在籍することによって、周囲の同じ学年の子どもたち、あるいは学校の子どもたちが一緒に成長していくといえますか、南風原町では小中学校とも体の不自由な子が車椅子で通学しまして、無事に中学校まで卒業したと。この同級生たちが一緒に成人式まで祝ってあげたと、そういうふうな話もございまして、これこそインクルーシブの本筋じゃないかなと思っておりますので、基本的に今後も障がいの有無に関わりなく、分け隔てなく学校教育に享受できるように取り組んでまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 4番 西銘多紀子議員。

○4番 西銘多紀子さん 町長、ご答弁ありがとうございました。それぞれ質問をさせていただきましたが、最終的には希望する学校への進学を決定していただきました。とても喜んでおります。ありがとうございました。

それでは2番目の質問に行きたいと思います。畜産農家への支援について伺う。(1)畜産業の厳しい経営状況が続く中、町として新年度からどのような支援を考えているのか伺う。お願いします。

○議長 赤嶺奈津江さん 副町長。

○副町長 新垣吉紀君 質問事項2、(1)についてお答えいたします。令和6年度南風原町一般会計予算において、家畜の予防接種に係る医薬材料費、家畜総合対策補助金、和牛改良支援補助金を提案しております。

○議長 赤嶺奈津江さん 4番 西銘多紀子議員。

○4番 西銘多紀子さん 9月の一般質問でも伺いましたが、和牛子牛の競り価格下落が続いている中、現在開会中の沖縄県議会でも畜産農家支援について、与野党多くの議員から質問されています。また経済労働委員会にて、畜産業の経済強化支援に関する請願書が全会一致で採決されたところでもあります。南風原町の畜産農家も、去る13日に沖縄県知事本人へ要望書を手渡し、農林水産部長との対話も行ったところであります。花卉、果樹、野菜類は販売価格に上乘せができていますが、和牛子牛は競りで価格が決まるため上乘せができない。購買者も経費削減で子牛を安く仕入れることしかできないため競り価格が下落しているのが現状であり、畜産農家は収入保険の加入もできなく赤字の補填ができない状況であります。ほかの農業と異なり、収入に対して十分なサポートがなされていないため2020年コロナ禍から続いている状況を理解し、町として早急な対応をしていただきたいと思います。今回、令和6年度南風原町一般会計予算において、家畜の予防接種に係

る医薬材料費、家畜総合対策補助金、和牛改良支援補助金を提案していただいております。今後も国、県の動向を注視して、町独自で何かできるか考えていただきたいのですが、いかがでしょうか。

○議長 赤嶺奈津江さん 産業振興課長。

○産業振興課長 松本仁志君 お答えいたします。まず現状を担当課としては先ほど多紀子議員がおっしゃいました畜産業の現状、あとそれに対する国、県及び他市町村の補助の動向を調査、確認しているところがあります。またですね、これ以外の補助、そういったのを検討する場合には有効な財源、そしてどれぐらい厳しい状況、数値ですね、そういったのをまたつかんでいかないといけないこととなりますので、現時点では何ができる、そういったことは明確にお答えすることができない状況となっております。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 4番 西銘多紀子議員。

○4番 西銘多紀子さん ありがとうございます。前回の一般質問の後にも意見交換の場を持ってくださり、農家の皆様の意見を酌み取っていただき大変感謝しております。今月の3月1日にも町長へ要請を行っておりますが、現状を理解し引き続き注意をしていただき、必要な支援を求めていきたいと思っております。よろしくお願ひします。

では次の質問に移ります。3番、高齢者の外出支援について伺う。(1)現在、本町において高齢者の外出支援はどのようなものがあるか伺う。(2)他市町村の取組について、情報収集等はどのように行っているか伺う。以上、お願いします。

○議長 赤嶺奈津江さん 副町長。

○副町長 新垣吉紀君 質問事項3、(1)についてお答えします。65歳以上の在宅高齢者で一般の交通機関を利用することが困難な方を対象に、リフト付き車両を使って自宅と医療機関等の送迎を行う高齢者外出支援サービス事業を町社協へ委託し実施しております。また令和4年度から75歳以上の非課税世帯高齢者で移動の支援を行う方がいない方等に対し、タクシー初乗り料金を助成する高齢者タクシー利用金助成事業を実施しております。

(2)です。高齢者タクシー利用金助成事業を導入するに当たり、他市町村の高齢者の移動支援事業について調査をいたしました。

○議長 赤嶺奈津江さん 4番 西銘多紀子議員。

○4番 西銘多紀子さん ありがとうございます。高齢者外出支援サービス事業なんですけれども、こちらの利用実績をお伺ひします。

○議長 赤嶺奈津江さん 保健福祉課長。



○3番 眞嗣春君 先ほどの私の一般質問の中で、指定校変更許可基準に対しての南風原町だけ身体的理由、身体的障がいの区分がないと、「南風原町だけ」というふうに限定しましたが、その件に対してちょっと情報不足でありましたので、この分については撤回をしたいというふうに思います。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 以上で本日の日程は、全部終了しました。本日は、これで散会します。お疲れさまでした。

散会（午後2時29分）